

施設配置

1 整備用地

建設予定地の概要を以下に示します。

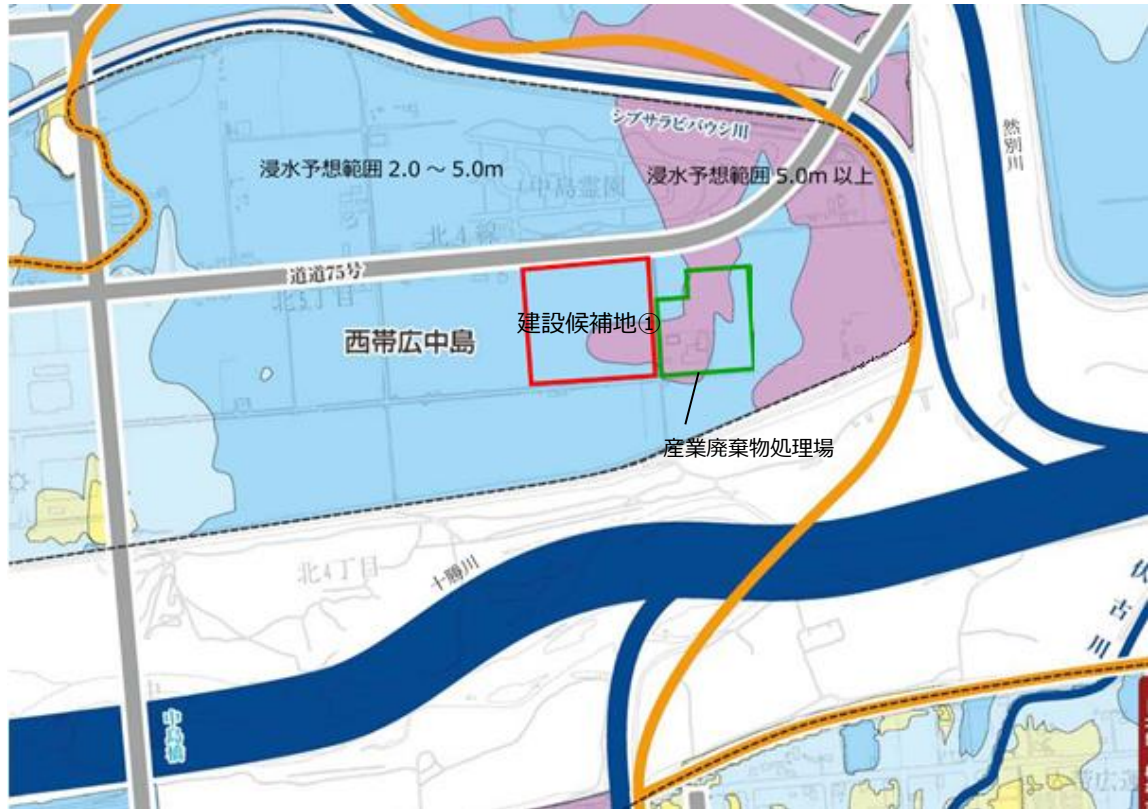


図1 建設予定地の位置

表1 用地の概要

| 項目 | 現状 |
|-----------|--|
| 位置・面積 | ・敷地面積：約 6.2ha |
| 地質状況 | ・現敷地：砂・礫及び粘土（詳細調査は未実施） |
| 土地利用状況 | ・現敷地：市街化調整区域 ・敷地周辺：産業廃棄物処理施設、緑地、民有地、霊園 |
| 道路状況 | ・接道状況：3方向（このうち、主要道道帯広新得線（75号）含む） |
| 自然災害リスク | ・防災マップ西帯広地区北部：浸水深 2m～5m |
| ユーティリティ状況 | ・上水道：整備区画外周の一角に接している。 ・下水道：区域外のため、処理水を河川放流する場合、新施設から樋管（新設）までの距離に応じた整備費が必要となる。 ・電気：敷地内に送電塔がないため、直近の送電塔から新施設までの架線の距離に応じた負担金が必要となる。 |

2 施設配置及び動線計画

(1) 基本的な考え方

敷地内の施設配置や搬入車両の動線計画において配慮する事項を以下に示します。

1) 自然災害への対応

建設予定地は、「防災マップ西帯広地区北部」において、浸水深が2～5mあるいは5m以上に設定されています。災害時においても安定した処理を継続するため、プラットフォームを最大水深より上に設置するなどの浸水対策を行います。

2) 敷地外施設の整備

新施設の整備に伴い、排水設備や送電設備など敷地外においても施設の整備が必要になります。このことから、整備費等も含めた合理的な施設配置を計画します。

3) 周辺環境への配慮

敷地外周に緩衝緑地を配置するなど周辺環境や景観に配慮しながら施設を配置します。

4) 交通事故防止

新施設では、ごみ搬入車両と見学者等の一般車両が多数出入りすることを想定し、ごみ搬入車両と一般車両の動線を分離することや、一般車両と歩行者の動線をできる限り交差させないこと、施設内は一方通行にすることなどにより、交通事故の発生を防ぎます。

5) ごみ搬入時の渋滞緩和

新施設には、ごみ収集車のほか、住民や事業者等が直接持ち込み一般搬入車によるごみの搬入があり、時間帯によっては混雑することが予想されます。このため、建設予定地周辺の道路が渋滞しないよう敷地内に待機スペースを確保するなど対応に努めます。

(2) 施設配置及び動線計画

施設配置・動線計画(案)を以下に示します。今後、施設の基本計画に基づく検討を引き続き行っていきます。

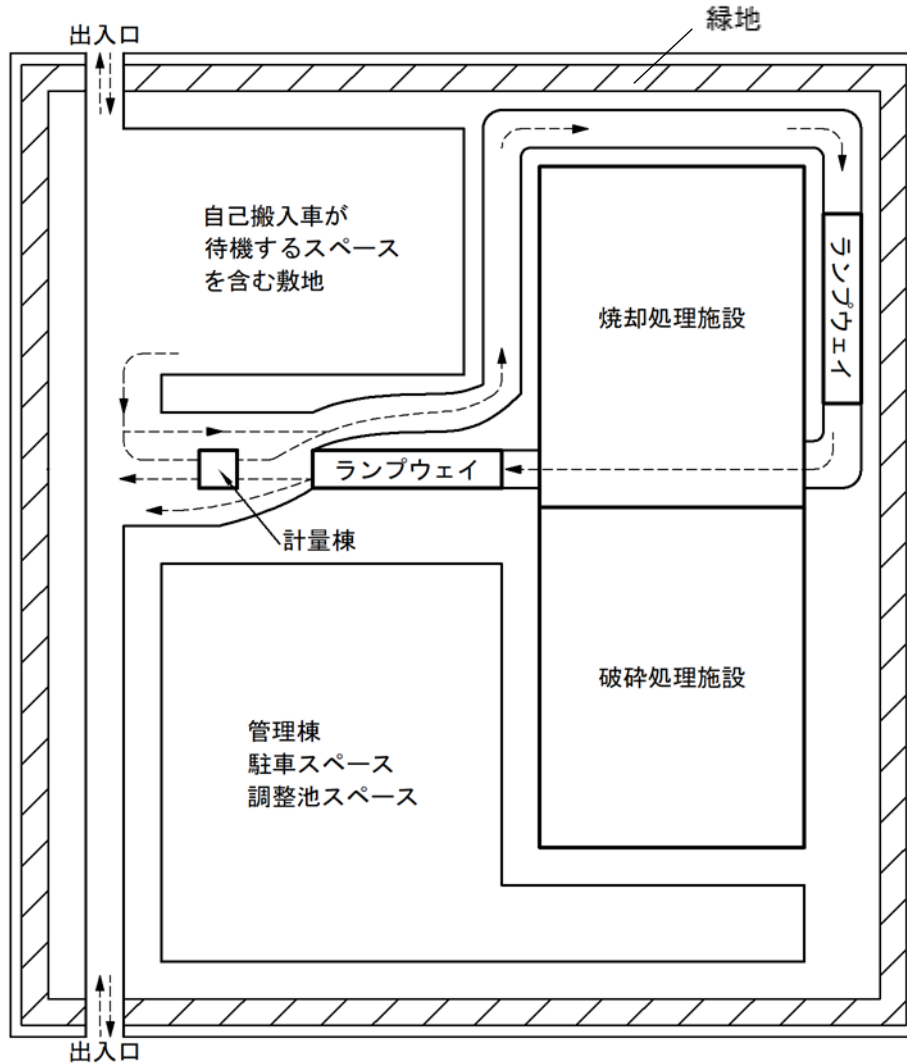


図2 施設配置及び動線の例

新中間処理施設整備にかかるリニューアル方式について

1 内容（両ケースともごみ処理を継続しながら1炉ずつ整備しようとするもの）

| | 施設規模 | 工事期間 | 推計ごみ処理量 | 必要処理日数※1 |
|------|---------|---------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| ケース1 | 147t×2炉 | 令和5～9年度 (炉の停止は令和6年度から) | R6 77,337t/年 | 352日 |
| ケース2 | 98t×3炉 | 令和4～9年度 (炉の停止は令和5年度から) | R5 77,612t/年 ～ R8 76,755t/年 | 353日 ① ～ 392日 ② |

※1 ごみ処理に必要な日数の試算

プラント工事初年度における施設規模は220t（現1・2号炉 110t×2炉）

ケース2の場合、2炉目工事時208t（現1号炉110t+新炉98t）、3炉目工事時196t（新炉98t×2炉）

ケース1 352日 ≡ 令和6年度焼却対象ごみ（77,337t）÷稼働規模（220t）

ケース2 1炉目工事 353日 ≡ 令和5年度焼却対象ごみ（77,612t）÷稼働規模（220t）・・・①

～

3炉目工事 392日 ≡ 令和8年度焼却対象ごみ（76,755t）÷稼働規模（196t）・・・②

2 焼却炉の整備に必要な日数（実績）

くりりんセンターにおける炉の整備及び補修に要する直近3か年の平均日数 1炉平均81日

3 課題

- ケース1（147t×2炉）の場合、110tの焼却炉のスペースに147tの焼却炉を設置することになり、柱の移設などの工事が必要となるが、詳細設計により構造計算を行わなければ最終的な工事内容を定めることができない手法である。想定以上の大掛かりな工事となる可能性が極めて高く、プラントメーカーも、特に地下部分の工事は課題が多いことを認識している。
- 工事期間中も通常通りにごみの受入れを行い、2炉でごみ処理を行うため、安全確保に最大限の注意を要するなど、制約の多い更新工事となる。
- 更新工事中的ごみ処理について、既存の焼却炉の処理能力では稼働している焼却炉の整備及び補修に要する時間（日数）が確保できないことから、代替施設の確保または仮設焼却炉の設置により対応する必要がある。
- ごみピットの補修とピット容量を確保するためには、ごみピットを増設する必要があるが、敷地スペースの制約から現施設と同数の投入扉を設置することは難しく、搬入車両が輻輳することとなる。そのため、搬入車両や誘導員の安全確保及び搬入に要する時間などが課題となり、利用者に大きな影響を及ぼすことが懸念される。
- 一部建屋の増設により電気関係設備の浸水対応を行うことはできるが、ごみピットの投入口等の高さについては抜本的な対策はできず、擁壁や盛土による対策など限定的な対応となる。

4 有識者からの主な意見（概要）

- ケース1の場合、柱の移設に合わせて地下基礎部分の工事は必須である。
- これまで実績のない長期間、定格（最大能力）でのごみ処理を継続することは無理がある。
- 一般的なりニューアル工事の場合、建物については補修程度に止まり、新設に比べ施設の維持管理のリスクが高くなる。

5 判断の方向性

くりりんセンターの近隣に代替できる規模の施設がないことから、構成市町村の住民に対し何らかの影響が発生することのないように施設整備を進めなければならない。

工事期間中の焼却炉の整備及び補修期間が確保できず、ごみ処理が安定的に継続できるか確認できないことから、リニューアル方式による施設更新は極めて難しいものと考えられる。